

# 令和6年度の改正点 (令和7年1月1日改正反映版)

※特に記載がない場合は、令和6年4月1日、令和6年7月1日、令和6年9月1日、令和6年9月2日及び令和6年10月1日改正分。

令和7年1月1日改正分は赤字表記。

## 1 事業資金（短期貸付）の拡充

- 現下の物価高騰等を踏まえ、事業資金（短期貸付）の融資限度額を拡充します。

### <現 状>

	運転資金	
	中小企業者・認定組合の組合員	認定組合
融資 限度額	<b>【中小企業者】</b> 信用保証付き <u>2,000万円</u> 信用保証なし <u>2,000万円</u> ※信用保証付き、信用保証なし併用の場合 は、合計 <u>4,000万円</u>  <b>【認定組合の組合員】 <u>5,000万円</u></b> ※組合員としての限度額を利用できるのは、 認定組合に申し込む場合に限る。 この場合、中小企業者としての限度額との併用は不可。 (一企業当たりで合計 <u>5,000万円</u> の利用が限度となる。)	<u>5,000万円</u> ※知事の認定を受けた中小企業組合のみ利用可



### <令和6年4月～>

	運転資金	
	中小企業者・認定組合の組合員	認定組合
融資 限度額	<b>【中小企業者】</b> 信用保証付き <u>3,000万円</u> 信用保証なし <u>3,000万円</u> ※信用保証付き、信用保証なし併用の場合 は、合計 <u>6,000万円</u>  <b>【認定組合の組合員】 <u>6,000万円</u></b> ※組合員としての限度額を利用できるのは、 認定組合に申し込む場合に限る。 この場合、中小企業者としての限度額との併用は不可。 (一企業当たりで合計 <u>6,000万円</u> の利用が限度となる。)	<u>6,000万円</u> ※知事の認定を受けた中小企業組合のみ利用可

## 2 産業創造資金（事業承継支援貸付）の見直し

- 中小企業者の代表者や事業を営んでいない個人（会社役員、従業員）が、経営承継円滑化法の認定を受けることで、信用保証協会の保証を単独で受けられるようにするため、融資対象者要件の見直しを行います。

### <現 状>

融資 対象者	<p>中小企業者 次のア又はイのいずれかに該当する者</p> <p>ア 次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する者（（イ）から（エ）に該当する場合、第3の1（2）に該当することを要しない。また、（イ）から（エ）で事業税等の納期限が到来していない場合、第3の1（3）に該当することを要しない。）</p> <p>（ア）親族内承継（3親等内の親族に限る。以下同じ。）又は役員・従業員承継により、代表者を交代しようとする法人又は代表者が交代してから2年未満の法人</p> <p>（イ）親族内承継又は役員・従業員承継により、第3の1に該当する個人から事業の引継ぎを受けてから2年未満の者</p> <p>（ウ）経営者の後継者が不在の法人（第3の1に該当する者に限る。）からM&amp;A（株式譲渡、事業譲渡等をいう。）により事業の譲渡を受けようとする法人又は事業の譲渡を受けてから2年未満の法人</p> <p>（エ）後継者不在の個人（第3の1に該当する者に限る。）から事業の譲渡を受けようとする者又は事業の譲渡を受けてから2年未満の者</p> <p>イ 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者</p> <p>（ア）経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ若しくはロの認定を受けた会社又は同項第2号の認定を受けた個人（経営承継関連保証又は経営承継準備関連保証）</p> <p>（イ）経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハの認定を受けた会社であって、保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされており、かつ、保証協会への申込日において返済緩和している借入金がないもの（経営承継準備関連保証）</p>
-----------	---



### <令和6年4月～>

融資 対象者	<p>中小企業者 次のアからウのいずれかに該当する者</p> <p>ア 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イ若しくはロの認定を受けた会社、同項第2号イ若しくはロの認定を受けた個人又は同項第1号イの認定を受けた会社の代表者（経営承継関連保証、経営承継準備関連保証又は特定経営承継関連保証）</p> <p>イ 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハの認定を受けた会社であって、保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされており、かつ、保証協会への申込日において返済緩和している借入金がないもの（経営承継準備関連保証）</p> <p>ウ 経営承継円滑化法第12条第1項第3号の認定を受けた事業を営んでいない個人（特定経営承継準備関連保証）</p>
-----------	--

### 3 設備投資促進資金の見直し

- 融資対象者要件の見直しを行い、「成長分野への進出・事業拡大」要件と「感染症の拡大防止策実施」要件を廃止します。

#### <現 状>

融資対象者	次のアからキのいずれかに該当する中小企業者、中小企業組合 <u>(ア) 成長分野への進出・事業拡大</u> (イ) 人手の省力化 (ウ) シニア、女性及び障害者等の職場環境の整備等 <u>(エ) 感染症の拡大防止策実施</u> (オ) カーボンニュートラルの実現 (カ) D Xの推進 (キ) 事業再構築の推進
-------	--



#### <令和6年4月～>

融資対象者	次の <u>アからオ</u> のいずれかに該当する中小企業者、中小企業組合 <b><u>成長分野への進出・事業拡大</u> 【廃止】</b> (ア) 人手の省力化 (イ) シニア、女性及び障害者等の職場環境の整備等 <b><u>感染症の拡大防止策実施</u> 【廃止】</b> (ウ) カーボンニュートラルの実現 (エ) D Xの推進 (オ) 事業再構築の推進
-------	---

#### 4 経営あんしん資金の「知事が指定する災害等」について

- 「新型コロナウイルス感染症」については、令和6年4月1日から令和7年3月31日融資実行分まで、知事が指定する特別な災害等として指定します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合の申込書の具体的な記載方法等は制度融資の手引 p.101 ページを御参照ください。

#### 5 経営安定資金（知事指定等貸付）特定業種関連【エネルギー・原材料価格高騰特例】の取扱終了

- 「経営安定資金（知事指定等貸付）特定業種関連【エネルギー・原材料価格高騰特例】」について、取扱を終了します。

#### 6 様式の変更

- ・資金メニューの見直しによる変更等に伴う様式の改正をしました。
- ・改正後の様式については、県 HP「県指定様式集」ページをご確認ください。

※令和7年1月1日付けで埼玉県中小企業制度融資申込書（様式1）を改正しました。

※原則として、ホームページに掲載している様式を御利用ください。それ以前の様式については、改正内容に影響のない範囲であれば使用可能です。

## 7 経営あんしん資金【経営改善おうえん特例】の創設

- ゼロゼロ融資からの借換え等を支援するため、令和6年7月1日から経営あんしん資金【経営改善おうえん特例】を創設します。

### ■ 融資条件等

<p>融資対象者</p>	<p>次のア～ウの全てに該当すること。</p> <p>ア 受付機関への申込時において融資実行日から1年以上経過している「借換対象資金」の融資残高があること。</p> <p>イ 借換資金の利用により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分あること。</p> <p>ウ 次の（ア）、（イ）のいずれかに該当すること</p> <p>（ア）セーフティネット保証5号の認定を取得した者</p> <p>（イ）次の①～⑦のいずれかに該当する者</p> <p>①最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している者</p> <p>②最近1か月の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>③最近1か月の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>④直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>⑤最近1か月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>⑥最近1か月の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>⑦直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者</p>
<p>融資限度額</p>	<p>運転 8,000万円 ※借換え及び借換えに伴う追加運転資金に限る</p>
<p>融資期間</p>	<p>1年以上10年以内（据置1年以内）</p>
<p>融資利率</p>	<p>年1.2%以内～1.4%以内（利子補給率0.4%）</p>
<p>保証料率</p>	<p>セーフティネット保証5号の場合 0.68%以内 一般保証の場合 0.45～1.64%以内（9区分）</p>
<p>受付機関</p>	<p>取扱金融機関</p>
<p>取扱金融機関</p>	<p>既往借入金の取扱金融機関に限る</p>

## 8 伴走支援型経営改善資金の取扱い終了

- 国の「伴走支援型特別保証制度」の取扱期間の終了に伴い、「伴走支援型経営改善資金」は令和6年6月30日保証申込受付、令和6年8月31日融資実行分をもって取扱いを終了します。

## 9 産業創造資金（事業承継特別貸付）及び産業創造資金（事業承継支援貸付）の変更（令和6年9月2日～）

- 事業承継特別保証制度要綱等の改正に伴い、産業創造資金（事業承継特別貸付）及び産業創造資金（事業承継支援貸付）の融資対象者要件が一部変更になりました。

- ・国の事業承継特別保証制度要綱等のEBITDA有利子負債倍率要件緩和措置が終了となることに伴い、産業創造資金（事業承継特別貸付）の融資対象者要件ア及びイ、産業創造資金（事業承継支援貸付）の融資対象者要件アの一部及びイのEBITDA有利子負債倍率要件が1.5倍以内から1.0倍以内に変更となりました。
- ・この変更に伴い、保証協会指定様式の「財務要件確認書」にも変更がありました。
- ・改正後の様式については、県HP「付録（保証協会様式）」を御確認ください。

## 10 融資利率の変更について

- 令和6年10月から融資利率を変更します。  
（事業資金（短期貸付）及び金融機関所定利率の資金を除く）
- 制度融資の手引に記載の制度融資一覧表等を御参照の上、適切な運用をお願いします。

### ■ 運用についての注意事項

- ・融資実行時の利率が適用されます。令和6年9月30日以前に受付を行った案件であっても令和6年10月1日以降に融資実行する場合には、令和6年10月1日以降の融資利率が適用されます。